

大川市議会第4回定例会会議録

令和5年9月22日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

| | | | |
|----|------|-----|-------|
| 1番 | 永尾学 | 8番 | 龍誠一 |
| 2番 | 宮崎貴仁 | 9番 | 内藤栄治 |
| 3番 | 古賀寿典 | 10番 | 川野栄美子 |
| 4番 | 馬淵清博 | 11番 | 遠藤博昭 |
| 5番 | 永島幸夫 | 12番 | 永島守 |
| 6番 | 宮崎稔子 | 13番 | 平木一朗 |
| 7番 | 西田学 | | |

欠席議員

| | |
|-----|-------|
| 14番 | 箴島かおる |
|-----|-------|

2. 地方自治法第121条の規定により出席した者

| | |
|------------------------------|-------|
| 市長 | 倉重良一 |
| 統括副市長 | 橋本浩一 |
| 特命副市長 (兼)大川の駅整備振興課長 | 森寿貴 |
| 教育長 | 内藤妙子 |
| 会計管理課長 (兼)会計課長 (兼)税務課長 | 川野文裕 |
| 人事秘書課長 (併)監査事務局長 | 仁田原敏雄 |
| 総務課長 (併)選挙管理委員会事務局長 | 田中準一 |
| 企画課長 | 野中貴光 |
| 学校教育課長 | 添田宗孝 |

3. 本議会の書記は次のとおりである。

| | |
|---------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 和 田 孝 紀 |
| 議 会 事 務 局 書 記 | 龍 輝 洋 |
| 議 会 事 務 局 書 記 | 松 家 奈 美 子 |
| 議 会 事 務 局 書 記 | 高 口 絵 美 |

4. 付議事件

1. 委 員 長 報 告
1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決
1. 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
1. 閉 会 の 宣 告

午前9時30分 開議

○議長（遠藤博昭君）

おはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

ここで、御報告申し上げます。箴島かおる議員から、欠席の届けが提出されておりますので、御報告いたします。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

まず、総務委員会に付託しておりました議案第60号 令和5年度大川市一般会計補正予算を議題といたします。

これから総務委員会における審査の経過並びに結果について総務委員長の報告を求めます。総務委員長、永島守君。

○総務委員長（永島 守君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第60号 令和5年度大川市一般会計補正予算につきまして、本委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

説明によりますと、今回の補正は、歳入歳出予算、繰越金明許費、債務負担行為及び地方

債の補正を行おうとするものであり、その概要は次のとおりであります。

総務費には、特別職報酬と審議会委員報酬14万4千円、税務システム改修業務委託料214万3千円。

民生費には、高齢者生活応援臨時商品券配布事業6,916万円、公的介護施設等整備補助金759万円など、計7,741万7千円が計上されております。

農林水産業費には、畜産振興総合対策事業費補助金154万9千円、排水ポンプ設置整備事業1億3,400万円が計上されております。

教育費には、大川市立図書館にカウンター席を設置するために必要な施設工事費248万8千円、木製机・椅子備品購入費314万5千円が計上されております。

以上により、今回の補正総額は2億2,088万6千円となったところでありますが、これらの財源といたしましては、歳出に見合う国庫支出金、県支出金、繰越金及び市債をもって充当するとのことであります。

繰越明許費の設定につきましては、本年度内に事業の完了が見込めない排水ポンプ施設整備事業について翌年度への繰越しを行おうとするものであります。

債務負担行為の補正につきましては、戸籍システム切替え業務委託料について追加を行おうとするものであります。

地方債の補正につきましては、対象事業費の変更に伴い、地方債の限度額の変更を行おうとするものです。

委員会では、まず、3款1項2目老人福祉費に関し、高齢者生活応援臨時商品券発行業務委託の内容についてただしましたところ、65歳以上の高齢者を対象に1人当たり5千円分を1千円券で5枚配布する。これは全て大型店舗でも使用可能であり、商工会議所が発行するおおかわるる券に準じた取扱いとし、おおかわるる券が使える店舗で使用可能である旨の答弁がなされました。

委員からは、関連として、現金ではなく商品券としたその理由についてただしましたところ、本事業は国の交付金を活用した取組であり、現金を一律に配布することはできない旨の答弁がなされました。

また、対象者を65歳以上とした理由についてただしましたところ、これまで高齢者のみを対象とした支援がなされなかったことから、対象を65歳以上とした旨の答弁がなされました。

さらに、委員会では、商工会議所が行う商品券取扱店の募集方法等について市の担当課は

きちんと検証を行い、商品券を取り扱うことで、本市自体が活性化していくことや取扱店舗を増やして商品券を使いやすくするよう商工会議所に提言いただきたい旨の要望を行ったところ、より多くの業種の店舗が参加できるよう、また、取扱店数自体も増えるよう商工会議所に促していく旨の答弁がなされました。

次に、同目であります老人福祉費の公的介護施設等整備助成金についてたどしましたところ、対象施設は大川鶴暎会、グループホームこすもす苑の1施設で当該施設の共用部分の空調設備全てが平成17年度開設以来17年を経過し、設備に不具合も生じている。このため国の補助対象事業として天井埋め込みカセット形4台、天井つり形2台、天井ビルトイン形1台及び対応する室外機の改修を行い、更新する旨の答弁がなされました。

また、委員からは、現場の事前確認の有無についてたどしましたところ、現時点では事前確認を行っていないが工事の進捗状況についてはきちんと確認を行っていく旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

以上で私の報告を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（遠藤博昭君）

総務委員長の報告は終わりました。

これから総務委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次へ進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

それでは、議案第60号 令和5年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員会に付託しておりました議案第50号 大川市子育て支援総合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について外5件を一括議題といたします。

これから文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について文教厚生委員長の報告を求めます。文教厚生委員長、平木一朗君。

○文教厚生委員長（平木一朗君）（登壇）

皆様おはようございます。私は文教厚生委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第50号 大川市子育て支援総合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について外5件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、議案第50号 大川市子育て支援総合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御報告いたします。

説明によりますと、本案は児童福祉法及び母子保健法の改正により、令和6年4月1日から市町村は児童及び妊産婦の支援を行うための拠点として、こども家庭センターの設置に努めなければならないとされたことから、法律の施行に先立ち、既に体制が整っている大川市子育て支援総合施設にこども家庭センターを設置するに当たり、所要の改正を行おうとするものであります。

内容といたしましては、こども家庭センターとは国の指針によりますと、児童福祉法、児童福祉及び母子保健の部門が連携し、妊産婦、子ども・子育て世帯への一体的な相談支援を行い、必要に応じてサポートプランの作成、民間資源や地域資源などの支援機関や支援メニューにつなぎ連携して支援を行うもので、本市子育て支援総合施設では、それに加えて児童の発達支援の面からも専門の職員が対応し、支援を行おうとするものであります。

今回の改正は2段階に分けており、まず、令和5年10月1日に、既に体制が整っている当該施設にこども家庭センターに関することを同施設の業務として定め、次に、令和6年4月1日に、法律改正に合わせて文言の修正を行おうとするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第53号 令和4年度大川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御報告を申し上げます。

本会計における令和4年度の決算額は、歳入総額44億3,368万3,755円に対し、歳出総額43億783万1,576円で、差引き残額は1億2,585万2,179円となったため、翌年度へ繰越しを行ったものであります。

委員会では、まず、歳出の2款2項高額療養費に関し、年齢、病状、金額などの状況についてただしたところ、高額療養費が月100万円を超えるのは357名で、月1,000万円を超えているのは2名である旨の答弁がなされました。

さらに、委員会は、できれば40代ぐらいから生活習慣病の予防や定期健診などを行っていただき、なるべく高額治療等にならないように意識づけを促すことが非常に重要であると考えます。このため、同じような年代での事例を活用して啓発を行っていただきたい旨の意見が開陳されました。

次に、歳入の1款1項1目一般被保険者国民健康保険税に関し、国民健康保険加入世帯のうち、収入未済や滞納世帯の状況についてただしたところ、令和4年度の不納欠損件数は54件である旨の答弁がなされました。

さらに、国民健康保険税を納付できない者に対する施策についてただしたところ、一時的な場合は相談をお受けし、納税の猶予などの約束をいただきながら対応している。ただし、担税能力があるにもかかわらず、納税しない方は財産があれば差押え等の処分を行っている旨の答弁がなされました。

委員からは、相談ができることは大事なことで、そのまま放置をすることがないように引き続き対応やコミュニケーションをしっかりと取っていただきたい旨の意見が開陳されました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第54号 令和4年度大川市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について御報告申し上げます。

本会計における令和4年度の決算額は、歳入総額6億4,771万6,394円に対し、歳出総額6億4,317万9,180円で、差引き残額は453万7,214円であります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

さらに、議案第55号 令和4年度大川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御報告申し上げます。

本会計における令和4年度の決算額は、歳入総額40億644万272円に対し、歳出総額37億3,666万3,142円で、差引き残額は2億6,977万7,130円であります。

委員会では、まず、歳出の2款1項1目居宅介護サービス給付費に関し、3年度より支出額が少なくなっている要因についてただしたところ、本事業は要介護1から5の認定者が利用されているデイサービスやショートステイなどの事業で、主にデイサービスで5,000万円ほどの利用減となっており、4年度は新型コロナウイルスの感染者数が多く、その影響を受け1週間から2週間サービスが休止される状況であったと考えられる旨の回答がなされました。

次に、歳出の5款2項1目一般介護予防事業費に関し、認知症予防事業あたまとからだの健康教室の参加人数についてただしたところ、令和4年度は三又地区、木室地区、大野島地区の6か所で実施し、参加人数は全部で68人で、市として認知症予防事業を推進するため参加者をもっと増やしていくことが課題である旨の答弁がなされました。

さらに、委員からは、市民に健康でい続けていただくためには参加いただいている方に認知症予防事業に参加していただくことが大事であり、認知機能がどのように変われるのかという成果報告書を上手に活用し、現在行っている成果報告会と併せて市報などで広報をお願いしたい旨の意見が開陳されました。

次に、歳入の6款3項3目ボランティアポイント活用推進事業費補助金に関して、事業内容及び参加人数をただしたところ、令和3年度から県の補助を受けて実施している事業であり、介護予防事業に参加されたサポーターに1回1ポイント200円分のポイントを付与し、5回で1千円に換金できるもので、現金給付のほか4年度からはLINEアプリを使用し、QRコードを読み込むとポイントがたまるようになり、申請すると事前配布されたかえるカードに現金がチャージされてコンビニなどで使用ができるようになっている。3年度の参加人数は、実際に活動をし換金された方は24名で、活動回数は延べ361回であり、4年度は実際に活動された方が50人に増え、活動回数は延べ1,058回で、高齢の方だけでなく国際医療福祉大学の学生にも活動いただいている旨の答弁がなされました。

さらに、委員からは、利用者もサポーターも楽しみながらできる事業であるため、今後も事業を継続していくのかただしたところ、5年度は継続できることになっているが、県の状況を見ながら必要に応じて市の独自事業をしなければならないときには、また検討していきたい旨の答弁がなされました。

さらに、委員会からは、市のポイント事業として地域で活用循環させることも必要であるため、今後はそのようなポイントの扱い方も検討していただきたい旨の意見が開陳されました。

委員会では、その他詳細の審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第61号 令和5年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算について御報告申し上げます。

今回の補正は、令和6年度から地方税統一QRコードを国民健康保険税の納付書に印字する必要があるため、税務システム改修業務委託料に要する経費として30万6千円を補正し、歳入歳出予算の総額を46億430万6千円にするもので、これらの財源といたしましては、繰越金をもって充当するとのことであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第62号 令和5年度大川市介護保険事業特別会計補正予算について御報告申し上げます。

今回の補正は、介護給付費準備基金積立金及び令和4年度介護給付費国庫負担金等の精算に伴う返還金に要する経費として、計2億6,977万6千円を補正し、歳入歳出予算の総額を43億9,577万6千円にするもので、こちらの財源といたしましては、繰越金をもって充当するとのことであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

○議長（遠藤博昭君）

文教厚生委員長の報告は終わりました。

これから文教厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第50号 大川市子育て支援総合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号 令和4年度大川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第54号 令和4年度大川市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長の報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第55号 令和4年度大川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第61号 令和5年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起

立全員と認めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号 令和5年度大川市介護保険事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、産業建設委員会に付託しておりました議案第51号 大川市企業の誘致等に関する条例の一部を改正する条例の制定について外4件を一括議題といたします。

これから産業建設委員会における審査の経過並びに結果について産業建設委員長の報告を求めます。産業建設委員長、川野栄美子君。

○産業建設委員長（川野栄美子君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は産業建設委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第51号 大川市企業の誘致等に関する条例の一部を改正する条例の制定について外4件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第51号 大川市企業の誘致等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本議案は企業立地を取り巻く環境の変化や本市における交通インフラの整備が進む中、企業誘致奨励制度における指定要件を緩和し、対象事業や奨励措置を拡充することにより多様な企業の誘致を図るため、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、まず、奨励金の交付期間が延長となり、また、雇用奨励金交付額が増額されているなど、手厚い企業誘致制度はほかの自治体にはないのかとだだしたところ、今回の条例改正の見直しについては、近隣市町村に負けない奨励制度をしっかりとつくった。特に雇用条件の緩和、施設奨励金の交付期間延長及び雇用奨励金1人当たりの増額についても近隣市町村にも引けを取らない制度となっているため、これを営業ツールとして企業誘致に当たっていきたい旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第56号 令和4年度大川市水道事業会計決算認定について及び議案第58号 令和4年度大川市水道事業会計未処分利益剰余金処分については、関連しておりますので、一括して御報告申し上げます。

説明によりますと、まず、議案第56号 令和4年度大川市水道事業会計決算認定について、令和4年度の水道事業の財政状況は、収益的収支の総収益が7億147万4,762円に対して、総事業費は6億8,054万1,121円で、これにより純利益として2,093万3,641円を生じております。

次に、資本的収支の収入は、1億6,763万518円、支出は4億2,109万8,834円で、差引き2億5,346万8,316円の不足を生じており、不足額は当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金等で補填されております。

次に、議案第58号 令和4年度大川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、令和4年度の未処分利益剰余金2億2,961万8,977円のうち、6,491万8千円を建設改良積立金に積み立て、9,355万8,057円を資本金に組み入れ、残余を繰り越すものであります。

委員会では、まず、事業収益が減少している原因についてただしたところ、人口減少も理由の一つであると思われるが、節水型の水洗トイレの普及やノリの生産枚数が例年より少なかったことなどにより、給水収益の減少が例年より若干多かったと考えられる。このため、今後も経営努力を行いながら、持続可能な水道事業を展開していく旨の答弁がなされました。

次に、給水戸数は増えているが、給水原価が昨年より上がっている理由をただしたところ、給水原価は一つの指標として定められた方法で算出しており、昨年度は電気料や退職給付引当金繰入額の増などにより、収益収支予算の事業増となり、給水原価が若干上がった結果である旨の答弁がなされました。

次に、水道料金未払いの際の徴収方法についてただしたところ、水道料金が未払いとなった場合、まずは督促を行い、それでも納付されない場合、定期的に年3回、または必要に応じた随時の停水予告を行い、納付を促すことにより、最終的な毎月の収入率は99.8%程度である旨の答弁がなされました。さらに老朽管及び漏水の状況についてただしたところ、水道管の老朽化は毎年進んでいくが、漏水件数は、毎年増加しているということはなく、漏水に対しては、その都度速やかに適切な対応を行っている旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、議案第56号は原案のとおり認定すべきもの、また、議案第58号は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第57号 令和4年度大川市下水道事業会計決算認定について及び議案第59号

令和4年度大川市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、関連しておりますので、一括して御報告申し上げます。

まず、議案第57号 令和4年度大川市下水道事業会計決算認定について、令和4年度下水道事業の財政状況は、収益的収支の総収益が4億9,165万5,623円に対して、総事業費は4億5,557万4,012円で、これにより純利益として4,108万1,611円を生じております。

次に、資本的支出の収入は2億6,246万906円、支出は4億7,593万5,527円で、差引き2億1,347万4,621円の不足を生じており、不足額は当年度分損益勘定留保資金等で補填されております。

次に、議案第59号 令和4年度大川市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、令和4年度の未処分利益剰余金1億670万8,859円のうち、4,344万7,579円を減債積立金に積み立て、5,871万8,951円を資本金へ組み入れ、残余を繰り越すものであります。

委員会では、下水道事業の今後の処理場施設増設の取組や面整備の拡大についてただしたところ、今後処理場では全体的な処理水量が増加していくこと、平成18年供用開始している機械設備が標準的な耐用年数を超えているため、来年度から2系統列目の水処理施設の増設に着工する必要があると考えている。また、処理場の増設には一定の期間と費用がかかるため、面整備については今後下水道事業費を見ながら、若干スピードを落とさざるを得ないが、今後とも着実に整備を進めていきたい旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、議案第57号は原案のとおり認定すべきもの、また、議案第59号は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、報告を終わります。

○議長（遠藤博昭君）

産業建設委員長の報告は終わりました。

これから産業建設委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第51号 大川市企業の誘致等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号 令和4年度大川市水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第57号 令和4年度大川市下水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり認定いたしました。

次に、議案第58号 令和4年度大川市水道事業会計未処分利益剰余金処分についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号 令和4年度大川市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、決算特別委員会に付託しておりました議案第52号 令和4年度大川市一般会計歳入

歳出決算認定についてを議題といたします。

これから決算特別委員会における審査の経過並びに結果について、決算特別委員長の報告を求めます。決算特別委員長、永島守君。

○決算特別委員長（永島 守君）（登壇）

私は決算特別委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第52号 令和4年度大川市一般会計歳入歳出決算認定につきまして、本委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げたいと思います。

なお、決算特別委員会におきましては、遠藤議長も議長の立場で参加され、また、議員多数が傍聴参加されており、審査の過程等につきましては、各款にわたり多くの質疑、意見等が交わされてまいりました。

なお、委員長報告等につきましては、私のほうで主なものを取りまとめさせていただいておりますので、何分にもよろしく願いいたします。

決算規模並びに収支の状況については、歳入が187億8,430万3千円、前年度と比較して10億9,957万8千円、率にして、5.5%の減となっております。歳出が182億7,526万1千円で、同じく前年度と比較いたしまして4億8,549万5千円、率にして2.2%の減となっているようにございます。

以下、委員会で交わされました質疑、意見の主なものについて、歳出から申し上げてまいりたいと思います。

まず、2款1項11目情報処理費に関し、デジタルトランスフォーメーション（DX）推進支援業務、公式LINE追加機能開発業務及び地域活性化起業人事業について、それぞれの内容をたどりましたところ、デジタルトランスフォーメーション（DX）推進支援業務は、議事録支援システムや職員の勤怠管理システムの導入、市民課窓口での各種証明書等発行手数料のキャッシュレス決済やセルフレジ導入であります。公式LINE追加機能開発業務は、企業版ふるさと納税を活用し、住民票の写しや戸籍、印鑑登録証明書等々をマイナンバーカードで活用したオンライン申請可能となるDX開発であります。地域活性化起業人事業では、国の制度を活用したもので、民間企業DMM. comから本市への派遣社員1名分の人件費だが、本市のために、実際には3名ほどのチームで協力いただいている旨の答弁がなされました。

次に、3款1項1目社会福祉総務費の重層的支援体制整備事業への移行準備事業に関し、その進捗状況についてたどりましたところ、重層的支援体制整備事業は、令和6年度に本格実施

の予定で、4年度は多機関協働の取組や新規事業として、ひきこもりや不登校児へのアウトリーチなどを通じた継続的支援の取組を行ったところであります。また、4年度までは健康課で主な事務を担っていたが、併せて福祉事務所、子ども未来課、大川市子育て支援総合施設がしっかりと連携を図っていく必要があるとの認識から、5年度からは組織の見直しを行い、福祉事務所の地域福祉係で取りまとめを行い、現在事業を進めている。さらに全庁的な取組とするため、今年8月に全職員に対して、断らない相談支援体制の研修を行った旨の答弁がなされました。

次に、3款1項2目老人福祉費の介護予防・生活支援事業に関し、生活支援バスの実績と効果についてたどしましたところ、4年度の利用実績は延べ2万3,268人で、3年度より多くなっている。平均すると片道で大体六、七人程度になるが、利用者には好評を得ており、病院や買物、公共機関への交通手段として活用いただいている。生活支援バスについては、費用対効果だけで考えることはできないと思っており、大川市地域公共交通協議会の中で、今後の方向性を見据えて考えていきたい旨の答弁がなされました。

委員からは、公共交通機関が乏しい本市において、生活支援バスは貴重な交通手段であり、高齢者に十分に利活用いただき、妊婦や小さな子ども連れの方々などの交通弱者もこのバスの利活用ができるよう、委託先の大川市社会福祉協議会とよく協議していただきたい。また、いろいろな声を聞いていただき、一人ひとりの移動ニーズに対応したサービス、日本版MaaS（マース）も上手に活用していただきたい旨の意見が開陳されました。

次に、4款1項5目環境保全費の家庭生活排水対策事業に関し、浄化槽設置補助の実績についてたどしましたところ、95基分の予算に対し、実績としては68基分の補助金交付を行った。昨今の建築資材の高騰などにより、住宅建築数がここ数年は伸び悩んだことから、浄化槽の補助数も以前より少ない状況である旨の答弁がなされました。

次に、6款1項9目地籍調査事業費に関し、国土調査の残りの地区と今後の計画についてたどしましたところ、令和4年度までに川口校区の全域、小保地区、それから向島地区が終了し、大野島地区については、現地調査と閲覧まで進んでいる。今年度、酒見地区の地籍調査に入っており、来年度以降は榎津地区、田口地区、木室地区と順に進み、終了予定は現地調査だけで令和12年度の計画である旨の答弁がなされました。

次に、7款1項4目観光費に関し、大川看板商品開発PR事業補助金の内容と成果についてたどしましたところ、観光事業の回復の後押しを目的として、本地域で親しまれていた夕

レ付け唐揚げを新たな観光資源、看板商品として磨き上げるため、市内の飲食店、事業者への商品開発費用の助成及び来訪者への割引クーポンの配布を行った。市内の9店舗から開発に協力いただき、これを広くPRすることで、市外からも来店いただいている旨の答弁がなされました。さらに、売り上げがどれくらい伸びていたのか、今年度、新たに看板商品の開発を予算組みしているのかただしたところ、各店舗での売上額は承知していない。現時点で、開発について未定だが、引き続き、PRを行っていききたい旨の答弁がなされました。

委員会では、宣伝効果や販売数の伸び及び本市の飲食店の利用促進について、結果を出して次へと進むことと、目的を持って、予算を大事に使っていただきたい旨の意見が開陳されたところであります。

次に、8款3項1目河川総務費に関し、新橋川の排水ポンプ設置についてただしましたところ、新橋川から排水しなければ根本的な解決に至らないため、これまで県に対し、ポンプ設置に関する要望を続けてきた。その結果、今年度、予備設計に入っているが、数年の期間を要すると思われるため、本市においても、当然要望を行うが、今月、花宗川改修期成会において県に要望に参るので、予算が確保できるようしっかりとお願いしていく旨の答弁がなされました。

さらに、花宗川のしゅんせつについても、引き続き、県に伝えていただくよう要望がなされたことに対し、県は国の国土強靱化の予算を確保し行われていると思う。国土強靱化のための加速化対策の実施期間は令和7年度までとなっているため、それ以降も地方には多くの整備に取り組むべき箇所があることを本市だけではなく、全国の首長から国土交通省及び財務省には強く要望を行っていききたい。また、その中で県がしっかりと花宗川のしゅんせつを行っていただくよう、引き続き、要望していく旨の答弁がなされました。

次に、8款5項2目街路事業費に関し、都市計画道路堤上野線（2期区間）の進捗状況についてただしましたところ、事業期間は平成29年度から令和8年度までであるが、若干、事業期間が延びる予定である旨、県から報告を受けている。令和3年度から事務委託を受けて市が用地交渉を実施しており、鋭意交渉を進めている旨の答弁がなされました。

委員会では、都市計画道路は大変重要であり、県の所管ではあるが、早めに開通できるよう努力していただきたい旨の意見が開陳されたところであります。

次に、10款1項2目事務局費のスクールカウンセラー等活用事業に関し、相談内容についてただしましたところ、先生方の相談件数が多い理由は、学校の子どもたちに関しての相談

や先生方がスクールカウンセラーから指導、アドバイスを受けて、子どもたちへの対応につながっているものである。また、子ども自身からの相談では、友人関係や家庭環境、体の健康問題についての内容が多く、不登校の未然防止にもつながっている旨の答弁がなされました。さらに、子どもがスクールカウンセラーに、悩みがある、親にも言わないでほしいと相談してきたときには、保護者にも言わないことで相談を受けているのかたまたましたところ、そのような形で相談を受けている。子どもの信頼関係を保ちつつ、守秘義務を守りながら、適切に対応している旨の答弁がなされました。

次に、歳入に関して申し上げます。

18款2項3目宿泊税交付金基金繰入金に関し、宿泊税は宿泊者からいただく貴重な税であり、有効な活用を検討するに当たっては宿泊事業者の意見もいただく必要があるのではないかとたまたましたところ、現在、有明海沿岸道路高架下に広告看板2枚を設置し、市外からのお客様には宣伝を行っている。最も効果的な活用について、今後、担当課と宿泊事業者がしっかり話し合いながら有効に活用していきたい旨の答弁がなされました。

最後に、総括質疑においては、各委員から意見や要望等が述べられましたので、簡潔に紹介させていただきます。

「大川の駅」については、名称変更も検討するとのことだが、事業についてももっと熟議を重ねてもらいたい。

人口減少のさなか、限られた予算は市民が期待する政策に向けていただくようお願いしたい。進化なくして町の成功はなく、変化し挑戦していかなければ町は生き残れない。大川市の将来が非常に心配だからこそ「大川の駅」事業を推進し、産業の振興を図ってまいりたい。

「大川の駅」事業は市長トップで成功しなければならないが、議会も早期の完成・開業を願っている。まずは職員が一体となって「大川の駅」事業に臨むに当たり、盛り上がりが見えるよう取り組んでいただきたい。

市長を先頭に職員一丸となって、「大川の駅」事業をはじめ、産業振興、子育て支援、高齢者等各種施策に頑張っ取り組んでいただきたい。

今回初めて決算特別委員会に参加させていただきましたが、会場内の緊張感が伝わってまいりました。

現在、本市最大の関心事は「大川の駅」事業であるが、必ず成功するためには成功者の失敗談を絶対に参考にしなければならない。「大川の駅」は野菜と魚と土産を売るだけの場所

ではない。間違った情報や意見に対し、職員は自覚を持ってきちんと説明ができるようしていただきたい。反対意見のトーンは誠に高いが、職員はそれに負けないくらい本市の明るい将来に向かって自信を持って語り続けるとともに、知恵を結集し熱意を持って政策に取り組んでいただきたい。

「大川の駅」構想は目的ではなく、環有明海経済圏浮揚の一手段である。基幹産業の浮揚と企業誘致によって本市の経済は発展し、雇用が生まれ、そして税収が増えることで次の政策を打つことが可能となる。市長が立てた構想を具現化するために国から森副市長を招いており、「大川の駅」構想がいち早く実現するよう皆で努力していきたい。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

以上で私からの報告を終わらせていただきます。誠に御清聴ありがとうございました。

○議長（遠藤博昭君）

決算特別委員長の報告は終わりました。

これから決算特別委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

それでは、議案第52号 令和4年度大川市一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を決算特別委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は決算特別委員長報告のとおり認定いたしました。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

5番永島幸夫君、6番宮崎稔子君、以上2名を指名いたします。

以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

なお、ここで市長から発言の申出がっておりますので、この際、お願いいたします。市長。

○市長（倉重良一君）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

まずもって、議員の皆様には、提案いたしました全ての議案につきまして、慎重御審議の上、御議決をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。

とりわけ今議会は令和4年度の決算認定をいただいたということでございますが、足元の市民の皆様的生活をしっかりとお支えをしながら、少しずつではございますけれども、財政の健全化に努めてきたところでございます。さらには、「大川の駅」をはじめ、将来の本市のための仕事に対しまして職員一丸となって取り組んでまいりますので、引き続き議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますけれども、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（遠藤博昭君）

私のほうから一言だけ。

今定例会においては、一般質問に11人の議員の方が登壇され、執行部との論戦に臨まれました。特に新しく議員になられた永尾学君にとってはデビュー戦であり、非常に緊張されたのではないかと思います。私も議会のたびに緊張いたします。でも、回を重ねるごとに緊張もほぐれ、内容も充実してくると思います。

今後も議員各位におかれましても、市民の方にどのような幸福感を与えることができるのか、また、子どもたちにどのような大川市を残してあげたいのかを念頭に置いて、大いに戦略、戦術を練って執行部との内容の充実した論戦に臨まれることを期待しまして、定例会を閉じたいと思います。

これにて令和5年第4回大川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時29分 閉会

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会議長 遠藤博昭

大川市議会議員 永島幸夫

大川市議会議員 宮崎稔子